

第36回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和5年5月25日(木) 午前9時00分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

日程第1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第7 議案第4号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について

日程第8 議案第5号 令和6年度農林関係税制改正に関する要望事項の決定について

日程第9 議案第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定について

日程第10 報告第1号 第1回農政小委員会の報告について

日程第11 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

4 出席委員

農業委員

1番委員 駿河 信一
2番委員 太田 豊
3番委員 新田 義修
4番委員 佐藤 恵一郎
5番委員 武田 美紀
6番委員 高橋 敏彦
7番委員 吉清水 秀明
8番委員 大森 泰英
9番委員 齊藤 新一

推進委員

長嶺 敏彦

5 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

〃 主任主査 細川 直樹

〃 主任 鈴木 伸空

開会時刻 令和5年5月25日（木） 午前9時00分

議長 只今の出席委員は農業委員が9名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員1名が出席しています。
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては、8番大森泰英委員と1番駿河信一委員を指名します。
書記には、事務局の細川主任主査と鈴木主任を指名します。
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第36回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和5年4月26日から令和5年5月26日までを報告いたします。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第35回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は5ページから7ページまでをご覧ください。
整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、転用面積が既存施設面積1,709.52平方メートルの2分の1以内の面積であることから農地転用目的の不許可の例外

規定における既存施設の拡張に該当するものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、駿河信一農業委員、長嶺敏彦推進委員、幅和弥推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員 推進委員の長嶺です。それでは私の方から議案第1号について、令和5年5月15日に駿河農業委員と幅推進委員の3人により現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、国土交通省岩手河川国道事務所盛岡西国道維持出張所より北東へ約500メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側は水路及び道路を挟み農地、西側及び南側は宅地、北側は農地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は9ページから13ページまでをご覧ください。

始めに、整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、北側に住宅が隣接する等集落を形成している

ことから農地転用目的の例外規定における集落接続に該当するものと見られます。また、資金計画は全額金融機関からの融資によるものであり、金融機関からの融資事前審査結果通知により事業の確実性について確認しているところです。

次に、整理番号2番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は周囲が山林、宅地及び河川等により囲まれ、一団の他の農地とは分断された生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断されると考えられ、周辺の土地において代替性がないことを確認していることから農地転用目的の例外規定に基づきますと許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額金融機関からの融資によるものであり、金融機関からの融資事前相談結果通知により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員 推進委員の長嶺です。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、滝沢市役所より北へ約580メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側、西側及び南側は農地、北側は宅地になっておりました。

次に、整理番号2番の申請地の位置は、柳沢保育園より南東へ約400メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側は道路を挟み宅地、西側及び北側は宅地、南側は道路を挟み農地になっておりました。

以上について調査の結果、いずれの申請地も日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決

定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

鈴木主任 それでは私の方から議案第3号について補足説明させていただきます。議案書は15ページ及び16ページをご覧ください。
整理番号1番は、所有権の移転案件です。所有者の同級生である盛岡市の認定農業者が買い受ける案件となっております。
以上、議案第3号については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を駿河農業委員にお願いします。

駿河農業委員 1番駿河です。それでは私の方から議案第3号について、ご報告申し上げます。
議案第3号整理番号1番の農地につきましては、全体として広く農地として活用されていることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
以上で議案第3号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は18ページから20ページまでをご覧ください。
整理番号1番及び2番は、航空写真等により調査したところ農地でな

くなってから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は駿河農業委員にお願いします。

駿河農業委員 1番駿河です。それでは私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、盛岡農業高校の校舎から北へ約500メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側は宅地、西側及び南側は道路を挟み盛岡農業高校の敷地、北側は農地になっており、現地は隣接する住宅の増築部分や離れの部屋、それに物置が建てられ、残りは庭木や伐採した木の置場等によって隣接する住宅の庭の一部として使用されていました。

次に、整理番号2番の申請地の位置は、盛岡農業高校の校舎から北へ約550メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側及び北側は宅地、西側は道路2本を挟み宅地、南側は農地になっており、現地は碎石が敷かれ、長年に渡り駐車場として使用されていた様子が確認できました。

以上について調査の結果、いずれの申請地も耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、令和6年度農林関係税制改正に関する要望事項の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第5号、令和6年度農林関係税制改正に関する要望事項の決定についてご説明申し上げます。議案書は22ページから25ページまでをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長 ここで関連がありますので、日程第10、報告第1号、第1回農政小委員会の報告について、農政小委員会吉清水委員長より報告をお願いします。

吉清水委員長 農政小委員会委員長の吉清水です。それでは私の方から、第1回農政小委員会の顛末についてご報告いたします。議案書は35ページをご覧ください。

第1回農政小委員会は5月11日に農政小委員会の委員8名が出席し、令和6年度の農林関係税制改正に関する要望について協議を行いました。

こちらは事務局から説明がありましたように、検討の結果、議案のとおり本市において利用実績等があり、かつ、本年度末までに特例措置等の期限を迎える3点の期限について延長することを要望事項として、総会に提案することを決定しました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり要望することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり要望することに決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第6号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定についてご説明申し上げます。議案書は27ページから33ページまでをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

太田農業委員 質問と言いますか再確認になるのかと思いますが、最適化活動に関する活動報告書の書き方に関して、昨年度からは最適化活動の時間の長さに関わらず活動した日は1日として数えるようになったと説明を受けて活動し報告してまいりましたが、それは今年度も変更が無いということでしょうか。

細川主任主査 昨年度当初は国による活動基準等の詳細がなかなか確定せず、委員の皆様に対しましては最適化活動とその報告方法に関して年度途中まで何度も改正点の説明させていただく等振り回してしまいまして大変ご迷惑をお掛けいたしました。

その後、国からは新たに変更等があって何か昨年度と比較して駄目になった点がある等といった連絡は現時点で来ておりませんので、本年度は昨年度の活動基準等に基づいて最適化活動に臨んでいただければと思います。

当会では、委員全員のご理解の下で昨年度の改正以前から中立委員も含めて全員が積極的に最適化活動に取り組んできたところがございますし、基準が変わったと言いましても以前と比較して対象となる範囲が広がったような状況でありますから、例えばこれからの時期は、耕作や水路の水見等に合わせた周辺農地の巡回、農協や産直等での会話からの関係情報の収集や交換等といった普段の生活行動の延長線上において最適化活動に結び付く場合も多数あるかと思われま。日々の積み重ねが実績となってまいりますので、忘れずに活動記録を残してご報告いただきたいと思ひます。

引き続き委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

議長 今事務局の方から大変分かり易い説明がありましたので、納得いただいたかと思ひます。今後とも活動の方よろしくお願ひいたします。そのほかにございますか。よろしいでしょうか。

議長 それでは質疑を終了して採決に入ります。議案第6号について、原案のとおり公表することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり公表することに決定いたしました。

議長 日程第11、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、お手元の議案書36ページからのおりとなっておりますのでご確認願ひます。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第36回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和5年5月25日（木） 午前9時40分

議 長 _____

会議録署名人 8 番委員 _____

会議録署名人 1 番委員 _____

これは原本である。

令和5年5月25日

滝沢市農業委員会 会長 齊藤 新一